

## アンケート結果の概要紹介

### 「避難計画と高浜原発1・2号の再稼働に関するアンケート」

・最も汚染されているタイヤ接地面の検査なし	「知らなかった」42%
・検査の内容等について避難所（学校等）への周知	「伝えていない」58%
・避難元自治体や府県との話し合い	「ない」48%
・40年超えの高浜原発1・2号の再稼働に不安・心配	「ある」16%/「ない」13%
・意見や判断を問う質問では「無回答」が多い 「国・県のマニュアルの通り」等のコメントが多く、独自の意見・判断を避けている	

#### [アンケートの趣旨]

関西電力は、国内で最も古い高浜原発1号（運転開始から48年）、2号（47年）を6・7月にも再稼働（送電）しようとしています。そのため、私たち関西と福井の3団体は、高浜原発事故時の避難先となっている自治体に、次頁に記している要領でアンケートを実施しました。

回答率は84%にもなりました。ご協力いただいた自治体の皆さまに感謝いたします。

私たちは、避難時の検査基準が高すぎること、検査がずさんであること等を危惧しています。

今回のアンケートでは、避難時に実施される「避難退域時検査」の基準の意味、車両や住民の検査方法、これに対する意見、及び高浜原発の再稼働等について意見を尋ねました。

#### [結果の特徴]

1. 避難所のマッチング（避難元住民がどの避難所に入るかの具体化）は、ほとんどの自治体で作成され、形式的には避難計画の基本は完了していました。

2. しかし、国がマニュアルで定めている、避難時の検査・除染の方法（例えば、汚染が厳しいタイヤ接地面は検査・除染しない）については「知らない」との回答がまだまだ多いことに驚いています。国のマニュアルさえ、周知されていないのが実態です。

3. 除染の基準は甲状腺被ばくで300mSvに相当する高い基準です。甲状腺被ばくが300mSv未満の場合は、問題なしとなってしまいます。この基準で「問題ない」との回答は32%にとどまっています。1自治体ですが、「基準は高すぎる」との回答もありました。65%が「無回答」で、自治体が独自に書いているコメントでは「安全な値であるか分はからない」「国、県のマニュアルのとおり」等があり、独自の意見・判断を避けています。

他方で、一部の自治体では、「拭き取りだけの除染は不十分」「住民は全員検査すべき」等の独自の意見がありました。

高い除染基準や、簡易な検査・除染で、避難する住民や避難先の安全が守られるのでしょうか。

避難計画を案ずる関西連絡会/ ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 安全なふる里を大切にする会

この件の連絡先：グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL：075-701-7223

美浜の会：大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL：06-6367-6580

2023. 3. 29

4. 避難所となる学校等に、受け入れる車両や住民の検査・除染内容、基準の意味について伝えているかとの問いには、58%の自治体が「伝えていない」との回答でした。しかし、避難所となる学校等に汚染が持ち込まれてはなりません。検査・除染の具体的内容等を伝え、学校や保護者、施設管理者等と議論するべきではないでしょうか。

5. 避難元と避難先の自治体どうしでの話し合いについては、48%が「話し合いはしていない」と回答しています。両者の話し合いがなされていないのはなぜでしょうか。

6. 高浜1・2号の再稼働については、「不安・心配がある」は16%、「不安・心配はない」は13%でした。「その他」「無回答」が多く、「国が定めたことなのでコメントする立場にない」等が書かれており、独自の意見・判断を避けています。他方で、「地域協議会の中で安全確保を求めていきたい」とのコメントもありました。

7. 京都府で避難対象者が最も多いのは舞鶴市です。しかし、舞鶴市の避難先である宇治市、城陽市、向日市からは回答はありませんでした。また府外避難先である神戸市の回答は1番のみで、それ以降は全て「無回答」でした。舞鶴市の避難について、協議等は行われているのでしょうか。

#### [今後について]

福島原発事故から12年が過ぎ、甲状腺がんが苦しむ若者がいます。避難する住民の安全と避難先に汚染を拡大させないことが必要です。住民の安全を守る自治体の役割から、アンケート結果も参考に、福島原発事故を振り返り、国のマニュアルにある「除染の基準」等や避難の実効性、再稼働について一層議論されることを望みます。

#### アンケート基本情報

○避難元京都府（綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、伊根町、京丹波町、南丹市。合計約12.5万人）

○避難先アンケート対象自治体：37市町（京都府15、兵庫県19、徳島県3）

〔対象市町は、内閣府「高浜地域の緊急時対応」による〕

○回答率：84%（37市町中31市町）

・回答あり31市町：

（避難先京都府内）京都市、亀岡市、京丹後市、木津川市、京丹波町、精華町、福知山市、長岡京市、与謝野町、南丹市/（避難先兵庫県）宍粟市、太子町、上郡町、尼崎市、高砂市、たつの市、稲美町、神戸市、加古川市、洲本市、明石市、芦屋市、相生市、播磨町、佐用町、西宮市、淡路市、南あわじ市/（避難先徳島県）鳴門市、北島町、松茂町

・回答なし6市：（京都府）宇治市、城陽市、向日市、京田辺市、八幡市、（兵庫県）赤穂市

○実施期間：2023年2月6日～3月14日

○方 法：アンケート用紙をFAXで送付、または訪問して手渡し、メール。回答はFAX。

○実施団体：関西と福井の3団体〔避難計画を案ずる関西連絡会/ふるさとを守る高浜・おおいの会/安全なふる里を大切に作る会（若狭町）〕

アンケート結果の詳細は  
4頁から紹介しています。

【府外避難の場合（兵庫県・徳島県）】

避難元	避難先の市町名	受入れ人数 (避難所の数)
舞鶴市	神戸市	33,559 (67)
	尼崎市	14,919 (84)
	西宮市	16,539 (65)
	淡路市	732 (6)
綾部市	鳴門市(徳島)	8,040 (34)
	松茂町(徳島)	3,595 (10)
	北島町(徳島)	4,252 (18)
	相生市	900 (5)
	赤穂市	アンケートに回答なし
南丹市	宍粟市	1,235 (7)
	たつの市	約3,000 (3)
	太子町	1,036 (7)
	佐用町	598 (2)
京丹波町	洲本市	1,764 (9)
	南あわじ市	1,693 (9)
福知山市	芦屋市	2,641 (19)
	上郡町	410 (1)
宮津市	明石市	8,400 (47)
	加古川市	7,273 (15)
	高砂市	4,070 (14)
伊根町	稲美町	651 (3)
	播磨町	735 (5)

【京都府内の避難の場合】

避難元	[南方向に避難の場合] 避難先の市町名 受入れ人数(避難所の数)	[西方向に避難の場合] 避難先の市町名 受入れ人数(避難所の数)
舞鶴市	京都市 約60,000 (118)	(府外避難先と同じ)
	宇治市 アンケートに回答なし	
	城陽市 アンケートに回答なし	
	向日市 アンケートに回答なし	
綾部市	福知山市 2,878 (3)	福知山市 7,557 (20)
	亀岡市 5,668 (52)	(福知山市内への避難のみ)
南丹市	南丹市内 ※数値はアンケートに記載なし	(南方向と同じ)
京丹波町	京丹波町内 3,064 (17)	(南方向と同じ)
福知山市	福知山市内 ※市内避難の数値は アンケートに記載なし	(南方向と同じ)
	長岡京市 4,933 (21)	福知山市 5,292 (20)
宮津市	八幡市 アンケートに回答なし	京丹波市 9,368 (22) ※伊根町からの受入れと合計を記入
	京田辺市 アンケートに回答なし	与謝野町 4,091 (12)
	木津川市 4,241 (17)	
伊根町	精華町 1,370 (5)	京丹波市 9,368 (22) ※宮津市からの受入れと合計を記入

## アンケート結果 [詳細版] (避難元 京都府版)

避難先：京都府内 (10) + 兵庫県 (18) + 徳島県 (3) = 31 自治体から回答 (回答なしは 6 自治体)

- ・紙面の都合上、意見やコメントは一部を紹介しています。
- ・※印は、意見を問う設問ではない部分に、自治体が自ら記入されたコメントです。
- ・グラフ内の○数字は、自治体の数です。

### 【1】避難元・避難先のマッチングについて

- 1 自治体以外、すべてできていると回答 (木津川市のみ「無回答」)  
(マッチング：避難元住民がどの避難所に入るかの具体化)

### 【2】除染の基準の意味

#### (2-1) 基準の意味を知っているか？

国のマニュアルで除染の基準は下記 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」

除染が必要な基準：体表面汚染で  $120 \text{ Bq/cm}^2 = 40,000 \text{ cpm}$  (cpm は 1 分間の放射線カウント数)  
 これは、・1 歳児の甲状腺被ばくで  $300 \text{ mSv}$  に相当 (安定ヨウ素剤服用基準  $50 \text{ mSv}$  の 6 倍)  
・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」  $4 \text{ Bq/cm}^2$  の 30 倍

- 30%以上の自治体は、除染の基準の意味を「知らなかった」



- ・知っている：京都市、木津川市、京丹波町、福知山市、長岡京市、南丹市、宍粟市、尼崎市、高砂市、加古川市、明石市、芦屋市、播磨町、佐用町、西宮市、鳴門市、北島町、松茂町
- ・知らなかった：京丹後市、与謝野町、太子町、上郡町、たつの市、稲美町、洲本市、相生市、淡路市、南あわじ市

#### (2-2) この基準で問題ないか？

- 「問題なし」は32%にとどまっている
- 「基準が高すぎる」との回答は1自治体
- 他方で、無回答が半数を超えている
- 意見では、「安全な値であるかは分からない」等、独自の判断・意見を避けている



基準は高すぎる 3% ①

- ・問題ない：京都市、木津川市、長岡京市、南丹市、宍粟市、尼崎市、高砂市、洲本市、播磨町、南あわじ市
- ・基準は高すぎる：相生市
  - ・「無回答」※「国及び県の方針のとおり」(芦屋市)

### [意見など]

- ・示された数値があるが、安全な値であるかは分からない (京丹波町)
- ・国が定めた基準であり、適否を判断する立場ではない。(福知山市)
- ・除染を講ずるための基準が  $40,000 \text{ cpm}$  であることは認識しています。なお、基準値についてコ

メントする立場にありません。(加古川市)

- ・国、県のマニュアル等のおり (西宮市)

### 【3】車両の検査・除染について

#### (3-1) タイヤの接地面や屋根の測定はしないことを知っているか？

- 42%の自治体がいまだ「知らなかった」と回答



- ・知っている：京都市、木津川市、京丹波町、福知山市、長岡京市、南丹市、高砂市、加古川市、明石市、芦屋市、播磨町、西宮市、鳴門市、北島町、松茂町
- ・知らなかった：京丹後市、与謝野町、宍粟市、太子町、上郡町、尼崎市、たつの市、稲美町、洲本市、相生市、佐用町、淡路市、南あわじ市

#### (3-2) 現在の検査方法でいいか？

- 「いい」は35%のみ
- 1自治体だけが、「タイヤの接地面等も検査すべき」と回答
- 「無回答」が多い。「国及び県の方針のおり」等で、判断・意見は避けている



タイヤの接地面等も検査すべき 3% (1)

- ・現在の方法でいい：京都市、木津川市、長岡京市、南丹市、尼崎市、高砂市、洲本市、相生市、播磨町、南あわじ市、北島町
- ・タイヤの接地面等も検査すべき：宍粟市

#### (3-3-a) 除染はウェットティッシュで拭きとるだけと知っていたか？

- 39%の自治体がいまだ「知らなかった」と回答



- ・知っている：京都市、木津川市、京丹波町、福知山市、長岡京市、南丹市、尼崎市、高砂市、芦屋市、播磨町、西宮市、鳴門市、北島町、松茂町
- ・知らなかった：京丹後市、与謝野町、宍粟市、太子町、上郡町、たつの市、稲美町、洲本市、相生市、佐用町、淡路市、南あわじ市

#### (3-3-b) 「拭き取りだけ」についての意見

- 「問題ない」は23%のみ
- 意見を求めているため無回答が多い。「国及び県の方針のおり」等のコメント
- 数は少ないが「不十分」との回答も2自治体ある



不十分 6% (2)

- ・問題ない：京都市、木津川市、長岡京市、南丹市、尼崎市、洲本市、南あわじ市
- ・不十分：宍粟市、相生市
- ・「無回答」※「国のマニュアルに沿った手法だと承知しており、適否を判断する立場ではな

い) (福知山市)、「国及び県の方針のとおり」(芦屋市、西宮市)

【4】住民の検査について

(4-1) 車両が基準以下の場合、住民の検査なしについて知っているか？

●約3割の自治体がいまだ「知らなかった」



- ・知っている：京都市、木津川市、福知山市、長岡京市、宍粟市、太子町、尼崎市、高砂市、稲美町、明石市、芦屋市、播磨町、佐用町、西宮市、鳴門市、北島町、松茂町
- ・知らなかった：京丹後市、京丹波町、与謝野町、南丹市、上郡町、たつの市、洲本市、相生市、淡路市、南あわじ市
- ・京丹波町・南丹市は避難元でもあるが「知らなかった」と回答

(4-2) 車両が基準を超えた場合は、まず代表者だけを検査し、代表者が基準値以下なら、同乗者全員も基準値以下とみなすことを知っているか？

●約3割の自治体がいまだ「知らなかった」



- ・知っている：京都市、木津川市、福知山市、長岡京市、南丹市、宍粟市、尼崎市、高砂市、稲美町、加古川市、明石市、芦屋市、播磨町、佐用町、西宮市、鳴門市、北島町、松茂町
- ・知らなかった：京丹後市、京丹波町、与謝野町、上郡町、たつの市、洲本市、相生市、淡路市、南あわじ市
- ・京丹波町は避難元でもあるが「知らなかった」と回答

(4-3) 代表者だけの検査のあり方について

- 「現在の検査方法でいい」は29%にとどまる
- 「全員検査すべき」との回答が4自治体ある
- 「その他」「無回答」が多い。「国及び県の方針のとおり」と判断を避けている



- ・現在の方法でいい：京都市、木津川市、長岡京市、南丹市、高砂市、洲本市、播磨町、南あわじ市、北島町
- ・全員検査すべき：宍粟市、尼崎市、相生市、松茂町
- ・「その他」※「国のマニュアルに沿った手法だと承知しており適否を判断する立場ではない」(福知山市)、「国及び県の方針のとおり」(芦屋市、西宮市)

(4-4) 住民の測定について、測定値の記入が必要か？

- 「必要ない」は26%のみ
- 3自治体は、「記入すべき」と回答
- 「無回答」が多い。「国、県のマニュアル等のとおり」等、判断・意見は避けている



避難元 京都府版 (避難先：京都府内+兵庫県+徳島県)

- ・ 必要ない：京都市、木津川市、京丹波町、長岡京市、南丹市、洲本市、相生市、南あわじ市
- ・ 記入すべき：宍粟市、尼崎市、松茂町
  - ・ 「無回答」※「国、県のマニュアル等のとおり」(芦屋市、西宮市)、「京都府が定めた「通過証への検査の測定地記入などの取扱いについてコメントする立場にない」(加古川市)

### 【5】避難先に汚染が持ち込まれる可能性について

- 「持ち込むべきではない」は32%
- 「その他」「無回答」が多い
- 意見では、「学校関係施設の開設順位は低くしたい」等が書かれている



- ・ 持ち込むべきではない：京丹後市、京丹波町、長岡京市、与謝野町、南丹市、宍粟市、太子町、尼崎市、相生市、淡路市
- ・ 持ち込まれても仕方ない：洲本市、南あわじ市

### [意見など]

- ・ 避難所として開設する施設は、全てを一斉にというわけではないと考えている。学校関係施設の開設順位は低くしたい。(北島町)
- ・ 基準値以下であるため問題ないものと考えます。(木津川市)
- ・ 国のマニュアルに沿った手法だと承知しており、適否を判断する立場ではない。(福知山市)
- ・ 放射線物質は避難退域時検査を受けた避難者には付着していないと考えています。(京都市)
- ・ 国、県のマニュアル等のとおり (西宮市)

### 【6】検査と除染の基準の内容について、避難所の学校等に伝えているか？

- 「伝えている」は2自治体のみ
- 「伝えていない」が最多で58%



- ・ 伝えている：明石市、鳴門市
- ・ 伝えていない：京都市、京丹波町、福知山市、長岡京市、南丹市、宍粟市、太子町、たつの市、稲美町、加古川市、洲本市、芦屋市、相生市、佐用町、西宮市、淡路市、南あわじ市、北島町
- ・ 今後伝える：木津川市
- ・ 伝える必要はない：尼崎市

### 【7】検査と基準について、避難元自治体や府県との話し合いはあるか？

- 「話し合いはしていない」が最多で48%



避難元 京都府版 (避難先：京都府内+兵庫県+徳島県)

- ・ある：木津川市、加古川市、鳴門市、北島町、松茂町
- ・ない：京都市、京丹波町、福知山市、長岡京市、与謝野町、南丹市、太子町、上郡町、尼崎市、洲本市、芦屋市、相生市、西宮市、淡路市、南あわじ市
- ・高浜1・2号の再稼働前には話し合いたい：宍粟市

### 【8】40年超えの原発（高浜1・2号）の再稼働について

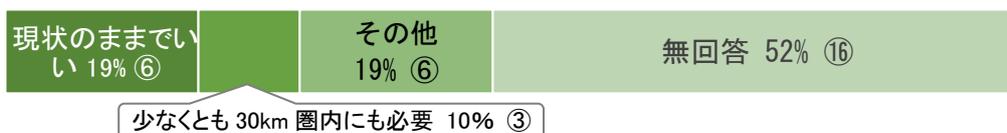
- 「不安や心配がある」との回答は5自治体
- 「その他」「無回答」が多いが、京都府内の自治体のコメントでは「地域協議会の中で引き続き安全確保を求めている」とのコメントもある



- ・不安や心配がある：京丹後市、宍粟市、たつの市、相生市、鳴門市
- ・不安や心配はない：木津川市、長岡京市、南丹市、尼崎市
  - ・「その他」※「国に対しても、原子力発電所の早期全廃に向けた、根本的なエネルギー政策の転換を一貫して求めています。電力の安定供給のために、原発に依存しない安定した電力供給体制が構築されるまでの間、やむを得ず、原子力発電所を運転する場合においても、万全の安全性の確保と立地民の同意を大前提に、必要な範囲に留めるべきと考えています」(京都市)
  - 「高浜発電所に係る地域協議会の中で引き続き京都府や関係市町と連携し安全確保を求めている」（福知山市）
  - ・「無回答」※「運転開始から40年を超えた原発の再稼働についてはその基準を国が定めており、コメントする立場にない」(加古川市)

### 【9】事前了解の権限について

- 「現状のままでいい」は19%のみ
- 「少なくとも30km圏内には必要」は3自治体にとどまっている
- 「その他」「無回答」が半数と多い。「制度的枠組み整備を求めている」とのコメントもある



- ・現状のままでいい：木津川市、長岡京市、尼崎市、洲本市、相生市、南あわじ市
- ・少なくとも30km圏内にも必要：京丹後市、京丹波町、南丹市
  - ・「その他」※「本市では、関西広域連合の一員として、国に対し、同意を求める自治体の範囲について、制度的な枠組みを整備するよう求めています。」(京都市)。

### 【10】避難計画とその実効性、再稼働について不安や心配、意見等

- ・避難計画の詳細については、避難元自治体との間に京都府を交えて協議中です。(亀岡市)
- ・避難者を受け入れる自治体として、受け入れ体制・実効性を高めていきたい。(木津川市)
- ・基本的には、県をまたいでの広域避難の前に、京都府内での避難を行うと理解している。災害が発生し避難が必要となった場合は、命を守ることが大切なので連携して進めたい。(北島町)